

給水装置工事の申請・施工についての注意事項

1 各種提出書類について（※給水工事主任技術者本人が来所し申請すること）

◎水道給水装置工事申込書兼承認願

◎給水届（様式第1号）

裏面に位置図（住宅地図写し）を糊づけすること。

使用者・所有者の氏名には、ふりがな・電話番号を記入すること。

使用者・所有者の住所は、住居表示後の番地を記入すること。

◎量水器保管証書（様式第5号）

2 申請時に必要な書類について

①水道給水装置工事申込書兼承認願

② // のコピー

※申請書（控）は水道課の受付印が押して返却後、その日付から3年間保管すること。

3 メーター受け取り時に必要な書類

①給水届（所有者・使用者が変更になる場合や開栓・休栓がある場合）

②量水器保管証書（増径・減径でメーターを交換する場合など）

4 完成時に必要な書類

①水道給水装置工事完成届

②給水届（使用者・所有者等の変更がある場合）

③水道給水装置工事竣工図（設計図面の変更がある場合）

5 申請の際の注意事項

◎提出・打ち合わせ等は、必ず主任技術者本人が行うこと。

◎各申請書類の水道設備の設置場所については、住居表示後の番号で記入すること。（例 ×→通町1817番地1 ○→通町12番22号）

◎既存の自家用水等の配管を利用して水道を使用する場合には、既設管使用承認願を提出すること。

（井戸配管から切り離した場合は、その部分の写真を添付すること）

◎水栓数が口径に対して標準栓数を超える場合には、誓約書を提出すること。

◎道路を掘削する場合には、道路占用許可申請書を3部提出すること。また、分水予定の2週間前までに水道課に連絡すること。

◎国県道を掘削する場合には、主任技術者が土木事務所と事前協議の上、道路占用許可申請書を水道課に4部提出すること。

※警察署の許可を受けた後、許可条件・指示事項を厳守して施工すること。

◎工事完成後は、速やかに完成届を提出すること。

※工事完成後検査を行うので、完了検査の日程を水道課と調整すること。